



発行 東京都

目次

28

規則

- 東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…二
- 東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…三
- 温泉法施行細則の一部を改正する規則……………（環境局自然環境部水環境課）…四
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局用地部管理課）…四
- 東京都印刷物取扱規程の一部改正……………（総務局総務部文書課）…四
- 東京都立学校職員健康管理規則の一部を改正する規則……………五
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 東京都教育委員会印刷物取扱規程の一部改正……………六

規則（人）

- 職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 一般職非常勤職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………八
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………八
- 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則……………九

規則（公）

- 警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則……………九
- 東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則等の一部を改正する規則……………一〇
- 東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局出勤記録等整理規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 管理職手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局公印規程の一部を改正する規程……………三

規程(水)

○東京都水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程……………三

○東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程(下水)

○東京都下水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程……………三

○東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程……………三

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程……………三

規則

東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二号

東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則

東京都職員健康管理規則(昭和五十九年東京都規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施)

第二十三条の二 総務局長は、職員に対し、医師、保健師その他の省令第五十二条の第一項各号に掲げる者(以下この条において「医師等」という。)による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 総務局長は、前項の規定により行う検査を受けた職員に対し、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた職員の同意を得ないで、当該職員の検査の結果を所属長に提供してはならない。

3 所属長は、前項の規定による通知を受けた職員であつて、心理的な負担の程度が職

員の健康の保持を考慮して総務局長が定める要件に該当するものに対し、総務局長が定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

4 所属長は、前項の規定による面接指導の結果を記録して、これを五年間保存しなければならない。

5 所属長は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、総務局長が定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

6 所属長は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、別表五の上欄に掲げる管理区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる事後措置の基準に準じて措置するものとする。

第二十四条中「総務局長は」の下に、「前条に定める心理的な負担の程度を把握するための検査等のほか」を加える。

第三十二条中「第二十四条及び第二十五条」を「及び第二十三条の二から第二十五条まで」に改める。

別表四の次に次の一表を加える。

別表五 事後措置の一般基準(第二十三条の二関係)

管理区分	事後措置の基準
A	要休業 勤務を休み療養等に専念するよう指導する。
B	要軽業 ア 深夜勤務及び時間外勤務を命じない。 イ 職員の実情を考慮して、勤務場所又は職務(作業)の変更を行う等勤務上十分配慮する。
C	要注意 メンタルヘルスの不調を未然に防止するため、勤務上過重な負担にならないよう配慮する。
D	平常勤務 特に措置を必要としない。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百三〇号

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改め、同条第二項第一号中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程」を加え、「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加え、「一万六千元」を「一万七千元」に改め、同項第三号中「者、」の下に「義務教育学校の後期課程若しくは」を加える。

第十二条の二第一項中「義務教育学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

別記第二号様式中「義務教育学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則第五条第二項第一号の規定（「一万二千元」を「一万三千元」に改める部分に限る。）は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る奨学援助金について適用し、同日前の期間に係る奨学援助金については、なお従前の例による。

東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

●東京都規則第百四〇号

東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例施行規則（昭和四十三年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第三号様式までの規定中 (イ) を (ロ) に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京のしやれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百五〇号

東京のしやれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

東京のしやれた街並みづくり推進条例施行規則（平成十五年東京都規則第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号ハ中「により知事」を「による特定行政庁」に改め、「許可」の下に「（知事の許可に限る。）」を加え、同号に次のように加える。

ホ 特になぎわいの向上を図るべき地域として知事が定める地域における次に掲げる区域又は敷地（イからニまでに掲げる区域又は敷地と組み合わせる場合に限る。）

(イ) 都市計画法第八条第一項第四号に規定する特定街区の区域（都が都市計画に定めたものを除く。）

(ロ) 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を定める地区計画の区域（都が都市計画に定めたものを除く。）

(ハ) 建築基準法第五十九条の二第二項又は第八十六条第三項若しくは第四項の規

定による特定行政庁の許可（知事の許可を除く。）を受けた建築物の敷地

(二) 都市計画法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区の区域

第二十八条第二号中「同号イからハまで」の下に「及びホ」を加え、同号ロ中「面積のうち一ヘクタール以上が」を「うち」に、「ハ」を「ホ」に改め、「敷地」の下に「の面積の合計が一ヘクタール以上」を加え、同号ハ中「面積」の下に「の合計」を加える。

別記第八号様式の四、第九号様式の三、第十三号様式及び第二十号様式中「60日」を「3月」に、「対し異議申立て」を「対して審査請求」に、「経過すると異議申立て」を「経過すると審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「上記1の異議申立て」を「上記1の審査請求」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第八号様式の四、第九号様式の三、第十三号様式及び第二十号様式の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

温泉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成八年東京都規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式の四(裏)及び第十一号様式(裏)中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当

該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の温泉法施行細則別記第七号様式の四及び第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「〇・七パーセント」を「〇・四パーセント」に改め、同条第二項中「〇・一六一パーセント」を「〇・一五八パーセント」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則第七条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

訓 令

●東京都訓令第六十三号

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所

東京都印刷物取扱規程(昭和二十八年東京都訓令甲第五十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

別表付記に次の一号を加える。

九 作成目的等に照らして、この表により難しいものは、適当に定めることができること。

別記第一号様式中「森」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則 (教)

東京都立学校職員健康管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十四号

東京都立学校職員健康管理規則の一部を改正する規則

東京都立学校職員健康管理規則(平成三年東京都教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十九条の三まで、第二十条及び第二十一条」を「第十九条まで及び第十九条の三から第二十一条まで」に改める。

第十九条の二の前の見出し、第十九条の二及び第十九条の三を削り、第十九条の四を第十九条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施)

第十九条の三 校長は、学校職員に対し、医師、保健師その他の労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第五十二条第一項各号に掲げる者(以下この条において「医師等」という。)による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 校長は、前項の規定により行う検査を受けた学校職員に対し、当該検査を行った医

師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた学校職員の同意を得ないで、当該学校職員の検査の結果を校長に提供してはならない。

3 校長は、前項の規定による通知を受けた学校職員であって、心理的な負担の程度が学校職員の健康の保持を考慮して教育委員会が定める要件に該当するものに対し、教育委員会が定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

4 校長は、前項の規定による面接指導の結果を記録して、これを五年間保存しなければならない。

5 校長は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該学校職員の健康を保持するために必要な措置について、教育委員会が定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

6 校長は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、別表三の上欄に掲げる管理区分に応じて、それぞれ同表下欄に掲げる事後措置の基準に準じて措置するものとする。

第二十条中「教育委員会は」の下に「、前条に定める心理的な負担の程度を把握するための検査等のほか」を加える。

別表二の次に次の一表を加える。

別表三 事後措置の一般基準(第十九条の三関係)

管理区分		事後措置の基準
A	要休業	勤務を休み療養等に専念するよう指導する。
B	要軽業	ア 深夜勤務及び時間外勤務を命じない。 イ 学校職員の実情を考慮して、勤務場所及び職務(作業)等の変更を行う等勤務上十分配慮する。
C	要注意	メンタルヘルスの不調を未然に防止するため、勤務上過重な負担にならないように配慮する。

D

平常勤務

特に措置を必要としない。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十五号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

(昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式から別記第四号様式の七まで、別記第十一号様式及び別記第十二号様式中「係名」を「学校名」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十六号

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則(昭和五十年東京都教育委員会規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則(昭和五十年東京都教育委員会規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改め、同条第二項第一号中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程」を加え、「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加え、「一万六千元」を「一万七千元」に改め、同項第三号中「者」の下に「義務教育学校の後期課程若しくは」を加える。

第十二条の二第一項中「義務教育学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

別記第二号様式中「義務教育学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則第五条第二項第一号の規定(「一万二千元」を「一万三千元」に改める部分に限る。)は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る奨学援助金について適用し、同日前の期間に係る奨学援助金については、なお従前の例による。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第十九号

東京都教育委員会印刷物取扱規程(平成十三年東京都教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

東京都教育委員会

別表付記に次の一号を加える。

九 作成目的等に照らして、この表により難しいものは、適当に定めることができる

教 育 庁

教 育 事 務 所

教 育 庁 出 張 所

事 業 所

こと。
別記第一号様式中「悉」を削る。

附則
この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則(人)

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十三号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則(昭和三十六年東京都人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

一般職非常勤職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十四号

一般職非常勤職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の人事記録に関する規則(平成二十七年東京都人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 人事評価の結果に関する記録で任命権者が必要と認めるもの

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十五号

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十四年東京都人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(給料月額決定に係る承認)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第九条第二項中「及び第二号」を削る。

第十条中「及び学校職員給与条例第七条第一項第一号から第四号まで」を「並びに学校職員給与条例第七条第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十六号

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十四年東京都人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（給料月額の決定に係る承認）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十七号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を

「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、「公益財団法人日本消防協会」を

「公益財団法人日本消防協会 公益財団法人日本防災協会」に、「公益社団法人日本下水道協会」を

「公益社団法人日本下水道協会」に、「独立行政法人都市再生機構」を「独立行政法人都市再生機構

行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。

別表第二中「株式会社新銀行東京 株式会社多摩テレビ」に、「株式会社東京スタジアム」を

「株式会社東京スタジアム 株式会社多摩テレビ」に、「東京都下水道サービ

ス株式会社」を「東京都下水道サービ

ス株式会社 株式会社多摩テレビ」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一中「公益財団法人オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に改める改正規定は、平成二十七年一月一

日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事部局の項中「課長代理（事務係長）・課長代理（事務担当）」を「課長代理（事務担当）・課長代理（渉外担当）」に、「課長代理（議案係長）」を「課長代理（議案担当）」に、「課長代理（福利労務係長）」を「課長代理（福利労務担当）」に、「課長代理（監察総括担当）」を「課長代理（監察担当）」に、同表職員共済組合事務局の項中「課長代理（庶務係長）・課長代理（人事係長）」を「課長代理（庶務担当）・課長代理（人事担当）」に、「課長代理（計理係長）」を「課長代理（計理担当）」に、同表地方公務員災害補償基金東京都支部の項中「課長代理（審査係長）」を「課長代理（審査総括担当）」に改め、同表収用委員会事務局の項中「課長代理（庶務担当）」の下に「課長代理（経理担当）」を加え、同表教育委員会の項中「課長代理（人事係長）」を「課長代理（人事担当）」に、「人事係」を「課長代理（人事担当）」に、「課長代理（学校事務人事係長）」を「課長代理（学校事務人事担当）」に、「課長代理（庶務係長）」を「課長代理（庶務担当）」に、「及び服務監査の実施計画の総合調整を担当する課長代理（監察指導担当）・課長代理（法務係長）」を「服務監査の実施計画の総合調整を担当する課長代理（監察指導担当）及び法務の総括を担当する課長代理（法務担当）」に、「課長代理（定数係長）」を「課長代理（教職員定数担当）」に、「課長代理（任用係長）・課長代理（服務係長）」を「の任用の総括を担当する課長代理（任用担当）」に、「課長代理（労務係長）及び労務係」を「課長代理（労務担当）及び課長代理（労務担当）付き」に、「課長代理（計画係長）」を「課長代理（計画担当）」に、同表議会議の項中「課長代理（管理係長）」を「課長代理（管

理担当)」「課長代理(庶務係長)」を「課長代理(庶務担当)」に、「課長代理(人事係長)」を「課長代理(人事担当)」に、「課長代理(計理係長)」を「課長代理(計理担当)」に、同表備考二中「勤務評定」を「退職管理、人事評価」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十九号

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の級別資格基準に関する規則(昭和三十三年東京都人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二一の部五の款⑧の項中「若しくは職業能力開発総合大学校」を「長期課程(Ⅰ)や「特定応用課程(旧応用課程(「短大2卒」)を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)を含む。)若しくは旧長期課程(Ⅰ)Ⅱ」「旧職業訓練大学の長期課程、Ⅰ」及び「並びに旧職業訓練所の長期訓練課程」を「ⅠⅡⅢ」「及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程」を認める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則 (公)

警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月30日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第4号

警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

(警視庁組織規則の一部改正)

第1条 警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第58条の5を第58条の6とし、第58条の4を第58条の5とし、第58条の3の次に次の1条を加える。

(インターネット基盤管理センター)

第58条の4 総務部情報管理課に警視庁インターネット基盤管理センター(以下「インターネット基盤管理センター」という。)を附置する。

2 インターネット基盤管理センターは、港区新橋六丁目18番8号に置く。

3 インターネット基盤管理センターは、インターネットに接続する基盤に関する事務を分掌する。

4 インターネット基盤管理センターに係を置く。

第65条の2を削る。

第70条第1項中「各部を通じ、18人以内の」を「各部に」に改め、同条第2項中「各部を通じ、151人以内の」を「各部に」に改める。

第71条第7項中「各部を通じ、371人以内の」を「各部に」に改める。

第72条第7項中「情報公開センター」の次に「、インターネット基盤管理センター」を加え、「、財務解析センター」を削る。

第77条第2項中「4人以内の」を削る。

第78条第2項中「各部を通じ、5人以内の」を「各部に」に改める。

第84条中「各方面本部を通じ、42人以内の」を「各方面本部に」に改める。

(警視庁司法警察職員等の指定に関する規則の一部改正)

第2条 警視庁司法警察員等の指定に関する規則(平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号オ中「及び生活安全指導係」を「、生活安全指導第一係及び生

活安全指導第二條」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月30日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第5号

東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則等の一部を改正する規則

規 則

(東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則の一部改正)

第1条 東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則（平成13年9月3日東京都公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条」を「第43条」に改める。

第10条中「第20条」を「第22条」に改める。

第11条第1項中「第26条第1項」を「第28条第1項」に改め、「東京都情報公開審査会」の次に「（以下「審査会」という。）」を加え、「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「別記様式第13号」の次に「。以下「閲覧等請求書」という。）」を加え、「公安委員会」を「審査会」に改め、同条第2項中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「閲覧等請求書」に改め、「ときは」の次に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書（別記様式第13号の2）により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写を承諾する旨」を「写しの交付を承諾する旨」に、「一部承諾する旨」を「一部承諾する旨」に、「拒否する旨」を「不承諾する旨」に、「公安委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承諾に

ついて」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承諾について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承諾について」に、「当該審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「当該閲覧等請求書」に改める。

第12条第1項中「第31条第1項第5号」を「第35条第1項第5号」に、同条第3項中「第31条第2項」を「第35条第2項」に改める。

第13条中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

別記様式第2号中

「注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で連絡してください。」を

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができ（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなりす。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（審判法において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

改める。
別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第10号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができす」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消

別記様式第13号の2 (第11条関係)

第 年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
「 諮 問 庁 名 」 殿

東京都情報公開審査会
会長

印

審査請求人 [参加人、諮問庁] が当審査会に提出した資料等について、審査請求人 [参加人、諮問庁] から、東京都情報公開条例第28条第1項の規定に基づき [閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付] の請求がありましたので、当該審査請求人 [参加人、諮問庁] に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人 [参加人、諮問庁] の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、
年 月 日までに当審査会事務局に提出して下さい。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 判とする。

しの訴えを提起することができなくなります。) 」を加える。
別記様式第12号中「不服申立て」を「審査請求」に、「第19条」を「第20条」に改める。

別記様式第13号中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「東京都公安委員会 殿」を「東京都情報公開審査会 会長 殿」に、

「 [法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名] 」 を

「 [法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名] 」 に、
「 諮問庁にあつては、その名称」

「第26条第1項」を「第28条第1項」に、「閲覧又は複写」を「閲覧又は写しの交付」に、「閲覧・複写の区分」を「閲覧・写しの交付の区分」に、

「 (2) 複写」を

(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「 (2) 写しの交付」

(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」に改める。

別記様式第13号の次に次の1様式を加える。

別記様式第13号の2 別紙

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

年 月 日

東京都情報公開審査会
会長 殿

住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
（個人にあつては、その名称）

年 月 日付 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求 のあつた意見書又は資料 の件名又は内容	
2 閲覧・写しの交付に対 する反対意思の有無	有
3 意見（反対する理由）	無

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

別記様式第14号から別記様式第16号までを次のように改める。

別記様式第14号（第11条関係）

第 年 月 日

様
「番 間 庁 名」殿

東京都情報公開審査会
会長

印

審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）

年 月 日付けであつた審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記の
とおり、承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

別記様式第15号 (第11条関係)

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会

会長

印

審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記の
とおり、一部承認することとしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由

3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所

4 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

別記様式第16号 (第11条関係)

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会

会長

印

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記の
とおり、承認しないこととしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

(東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年3月15日東京都公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第15条中「24条の3」を「第24条の4」に改める。

第16条第1項中「東京都個人情報保護審査会」の次に「(以下「審査会」という。)」を加え、「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「閲覧・複写請求書」を「閲覧等請求書」に、「公安委員会」を「審査会」に改め、同条第2項中「閲覧・複写請求書」を「閲覧等請求書」に改め、「場合は」の次に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記様式第21号の2)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写を承諾する旨」を「写しの交付を承認する旨」に、「一部承諾する旨」を「一部承認する旨」に、「拒否する旨」を「不承認する旨」に、「公安委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写請求書」を「当該開示等請求書」に改める。

別記様式第2号中

「注 この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。を
なお、上記の日時においてにない場合は、事前にその旨を電話等で連絡してください。」

「注1 この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。
なお、上記の日時においてにない場合は、事前にその旨を電話等で連絡してください。」

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁情報公開センター経由)に対して審査請求をすることができ、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」

改める。

別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第8号、別記様式第12号、別記様式第13号、別記様式第17号及び別記様式第18号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する判決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

別記様式第20号中「不服申立て」を「審査請求」に、「第24条」を「第24条の2」に改める。

別記様式第21号中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「東京都公安委員会 殿」を「東京都個人情報保護審査会 会長 殿」に、

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」を
 「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」に、
 〔審問庁にあつては、その名称〕
 「閲覧・複写を」を「閲覧・写しの交付を」に、「閲覧・複写の区分」を「閲覧・写しの交付の区分」に、
 「(2) 複写」を
 「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」を
 「(2) 写しの交付」に改める。
 「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」に改める。
 別記様式第21号の次に次の1様式を加える。

別記様式第21号の2 (第16条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
 〔 審 問 庁 名 〕 殿

東京都個人情報保護審査会
 会長 国

審査請求人〔参加人、審問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、審問庁〕から、東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づく「閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付」の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、審問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条例第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、審問庁〕の意見を求めます。
 御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、
 月 日までに当審査会事務局に提出して下さい。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
3 事務局連絡先	担当
4 備考	連絡・提出先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 年 月 日

審査会提出資料等に関する意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 諸開示にあつては、その名称〕

年 月 日付 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあつた意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見 (反対する理由)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第22号 (第16条関係)

第 年 月 日

様
「諸 開 示 名」 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 印

審査会提出資料等の閲覧等の承認について (通知)


年 月 日付けであつた審査会提出資料等に関する請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考


備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第23号 (第16条関係)

第 年 月 日 号
様 [諮 問 庁 名] 殿
東京都個人情報保護審査会 会長 
審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について (通知)
<p>年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 審査会提出資料等の姓名又は内容</p> <p>2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由</p> <p>3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所</p> <p>4 備考</p>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第24号 (第16条関係)

第 年 月 日 号
様 [諮 問 庁 名] 殿
東京都個人情報保護審査会 会長 
審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)
<p>年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 審査会提出資料等の姓名又は内容</p> <p>2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由</p> <p>3 備考</p>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第3条 東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則(平成27年12月24日東京都公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第24条の3」を「第24条の4」に改める。

第16条第1項中「東京都個人情報保護審査会」の次に「(以下「審査会」という。)」を加え、「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「閲覧・複写請求書」を「閲覧等請求書」に、「公安委員会」を「審査会」に改め、同条第2項中「閲覧・複写請求書」を「閲覧等請求書」に改め、「場合は」の次に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記様式第23号の2)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写を承諾する旨」を「写しの交付を承認する旨」に、「一部承諾する旨」を「一部承認する旨」に、「拒否する旨」を「不承認する旨」に、「公安委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写請求書」を「当該開示等請求書」に改める。

別記様式第3号中

「注 この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。
なお、上記の日時においていかなれない場合は、事前にその旨を電話等で連絡してください。」を

「注1 この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。
なお、上記の日時においていかなれない場合は、事前にその旨を電話等で連絡してください。」
2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁情報公開センター経由)に対して審査請求をすることができ(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなり、)。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」

改める。

別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第9号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁判」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

別記様式第12号中「「同意する」「同意しない」」を「「同意する」、「同意しない」」に改める。

別記様式第14号、別記様式第15号、別記様式第19号及び別記様式第20号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁判」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

別記様式第22号中「不服申立て」を「審査請求」に、「第24条」を「第24条の2」

に改める。

別記様式第23号中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の
閲覧等に係る請求書」に、「東京都公安委員会 殿」を「東京都個人情報保護審査会
会長 殿

」に、

「〔法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕」を

「〔法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕」に、
〔審問庁にあつては、その名称〕

「閲覧・複写を」を「閲覧・写しの交付を」に、「閲覧・複写の区分」を「閲覧・写
しの交付の区分」に、

「(2) 複写」を

(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付

(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」に改める。

別記様式第23号の次に次の1様式を加える。

別記様式第23号の2 (第16条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

〔 審 問 庁 名 〕 殿 様

東京都個人情報保護審査会
会長 殿 印

審査請求人〔参加人、審問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参
加人、審問庁〕から、東京都特定個人情報保護の保護に関する条例第47条において準用する東
京都個人情報保護の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき〔閲覧、写しの交付、
閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、審問庁〕に対
する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、
審問庁〕の意見を求めます。

御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、
月 日までに当審査会事務局に提出して下さい。

1 閲覧・写しの交付請求 のあつた意見書又は資料 の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号
年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
を箇行にあつては、その名称
を箇行にあつては、その名称〕

年 月 日付 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求 のあつた意見書又は資料 の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対 する反対意思の有無	有	無
3 意見 (反対する理由)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第24号 (第16条関係)

第 号
年 月 日

〔 審 問 庁 名 〕 殿 様

東京都個人情報保護審査会
会長 印

審査会提出資料等の閲覧等に係る承認について (通知)

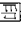
年 月 日付けであつた審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下
記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容		
2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所		
3 備考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第25号 (第16条関係)

第 年 月 日 号
様 「 諸 問 庁 名 」 殿
東京都個人情報保護審査会 会長 
審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について (通知)
年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。
記
1 審査会提出資料等の件名又は内容
2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
4 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第26号 (第16条関係)

第 年 月 日 号
様 「 諸 問 庁 名 」 殿
東京都個人情報保護審査会 会長 
審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)
年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。
記
1 審査会提出資料等の件名又は内容
2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由
3 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

規 程 (交)

●交通局規程第五十一号

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

程 東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「職員の選考に関する規則」を「職員の試験及び選考に関する規則」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十二号

東京都交通局出勤記録等整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

程 東京都交通局出勤記録等整理規程の一部を改正する規程

東京都交通局出勤記録等整理規程（平成三年交通局規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五条の二第三項」を「第五条の三第三項」に改める。

第四条第一項中「、分室」を削る。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十三号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

程 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第一項中「又は小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

別表第一電車部の部電車営業所の項中「管理係の」を「管理担当」に、「運輸係の」を「運輸担当」に、「懸垂電車係」を「懸垂電車区」に改め、同部駅務管理所の項中「駅務管理所」を「駅務管区」に、「所長」を「管区長」に改め、同表自動車部の部自動車営業所の項を次のように改める。

自動車営業所		
乗務員	所長、管理担当の業務に従事する職員（事故防止を除く。）、課長代理（青梅支所長、練馬支所長及び車両担当）	普通勤務イ
	管理担当の業務に従事する職員（事故防止）、運輸担当の業務に従事する職員（課長代理（運輸総括担当及び東小松川運輸担当）及び所属長が指定する職員）、車両担当の業務に従事する職員（課長代理を除く。）	普通勤務ロ
	運輸担当の業務に従事する職員（他に属する者を除く。）	交替勤務イ
		普通勤務ハ
		交替勤務イ

別表第一車両電気部の車両検修場の項中「計画係の職員、課長代理」を「課長代理、車両計画区の職員」に、「運用係、整備係及びリニア係」を「運用区、整備区及びリニア検査区」に改め、同部電気総合管理所の項中「設計調整係」を「設計調整総括」に改め、同表建設工務部の部工務事務所の項の次に次のように加える。

地下鉄改良工 事事務所	全ての職員	普通勤務イ
----------------	-------	-------

別表第一建設工務部の部保線管理所の項中「材料担当、出張所長及び出張所の庶務担当職員」を「及び材料担当の職員」に改める。

別表第二普通勤務の部口の項中「懸垂電車係」を「懸垂電車区」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十四号

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「交通局企業職員給料表(三) 別表第三」を「交通局企業職員給料表(二)の二 別表第二の二」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第三条第一項中「べき標準的な」を削る。

第三条の二第二項中「となるべき標準的な場合」を削る。

第十三条の五第二項中「の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員及び」を「及び交通局企業職員給料表(二)の二の適用を受ける職員のうちその属する

職務の級が五級である職員並びに」に改め、同条第三項中「五級である職員」の下に「並びに交通局企業職員給料表(二)及び交通局企業職員給料表(二)の二の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級」を加える。
別表第二を次のように改める。

別表第二(第2条関係)
 交通局企業職員給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	132,800	195,000	198,500	224,800	284,000	494,000
	2	133,400	197,000	200,400	226,700	286,400	508,900
	3	134,000	199,000	202,300	228,600	288,800	517,800
	4	134,600	200,900	204,200	230,500	291,100	
	5	135,300	202,900	206,100	232,500	293,400	
	6	135,900	204,800	208,000	234,400	295,800	
	7	136,500	206,600	209,800	236,300	298,200	
	8	137,200	208,400	211,700	238,300	300,500	
	9	137,900	210,300	213,700	240,300	302,900	
	10	138,500	212,100	215,600	242,300	305,400	
	11	139,200	213,900	217,400	244,300	307,800	
	12	139,900	215,700	219,300	246,300	310,300	
	13	140,600	217,600	221,300	248,300	312,700	
	14	141,600	219,400	223,200	250,400	315,200	
	15	142,600	221,200	225,000	252,500	317,700	
	16	143,600	223,000	226,900	254,600	320,100	
	17	144,600	224,800	228,900	256,800	322,600	
	18	145,700	226,600	230,800	259,000	325,200	
	19	146,800	228,400	232,600	261,200	327,900	
	20	148,000	230,200	234,500	263,400	330,500	
	21	149,100	232,000	236,500	265,600	333,100	
	22	150,600	233,800	238,400	267,800	335,800	
	23	152,200	235,600	240,200	270,000	338,500	
	24	153,800	237,400	242,100	272,200	341,200	
	25	155,500	239,200	244,100	274,500	343,900	
	26	157,100	240,900	246,000	276,800	346,600	
	27	158,800	242,700	247,800	279,100	349,300	
	28	160,500	244,400	249,700	281,400	352,100	
	29	162,200	246,200	251,700	283,700	354,900	
	30	164,000	248,100	253,800	286,000	357,900	
	31	165,800	249,900	255,800	288,400	360,800	
	32	167,600	251,800	257,900	290,700	363,700	
	33	169,400	253,600	259,900	293,000	366,700	
	34	171,100	255,400	261,800	295,400	369,600	
	35	172,900	257,100	263,700	297,800	372,400	
	36	174,800	258,900	265,600	300,100	375,200	
	37	176,700	260,600	267,400	302,500	377,800	
	38	178,700	262,300	269,200	304,900	380,400	
	39	180,700	264,000	271,000	307,300	382,800	
40	182,500	265,700	272,900	309,800	385,300		

別表第二（第2条関係）
交通局企業職員給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	41	184,500	267,400	274,700	312,200	387,800	
	42	186,000	269,200	276,600	314,600	390,200	
	43	187,900	270,900	278,400	317,100	392,600	
	44	189,600	272,600	280,200	319,500	395,000	
	45	191,500	274,300	282,000	322,000	397,500	
	46	193,600	276,000	283,800	324,500	399,900	
	47	195,600	277,700	285,600	327,000	402,200	
	48	197,600	279,400	287,400	329,600	404,500	
	49	199,600	281,000	289,200	332,200	406,900	
	50	201,500	282,700	291,000	334,900	409,300	
	51	203,300	284,500	292,800	337,600	411,600	
	52	205,000	286,100	294,600	340,300	413,800	
	53	206,800	287,700	296,400	343,000	415,900	
	54	208,600	289,400	298,200	345,600	417,900	
	55	210,400	291,000	300,000	348,100	420,000	
	56	212,100	292,700	301,700	350,500	422,000	
	57	213,800	294,200	303,400	352,800	423,900	
	58	215,600	295,800	305,100	355,100	425,800	
	59	217,300	297,400	306,800	357,300	427,600	
	60	219,000	299,000	308,500	359,400	429,400	
	61	220,700	300,500	310,200	361,400	431,200	
	62	222,400	301,900	311,800	363,400	432,700	
	63	224,100	303,400	313,500	365,400	433,800	
	64	225,800	304,800	315,100	367,300	434,700	
	65	227,500	306,100	316,600	369,200	435,600	
	66	229,200	307,500	318,200	371,000	436,400	
	67	230,900	308,800	319,700	372,700	437,100	
	68	232,600	310,100	321,300	374,300	437,800	
	69	234,200	311,400	322,800	375,900	438,500	
	70	235,800	312,600	324,300	377,000	439,200	
	71	237,500	313,800	325,700	378,100	439,900	
	72	239,100	314,900	327,100	379,000	440,600	
	73	240,700	316,100	328,600	379,900	441,300	
	74	242,300	317,200	330,100	380,800	442,000	
	75	244,000	318,300	331,500	381,700	442,700	
	76	245,600	319,300	332,900	382,500	443,300	
	77	247,200	320,300	334,200	383,300	443,900	
	78	248,900	321,200	335,500	384,100	444,600	
	79	250,500	322,100	336,700	384,900	445,200	
	80	252,100	322,900	337,800	385,700	445,800	